

APT

APT ニュースレター

2025 年 4 月発行



No. 127



Contents

●超高齢化社会の中の多文化ケア ～外国人も年をとる?!～	1~2
●研修報告① 日本で暮らす外国人の社会的繋がりを考える	2
●研修報告② DV 被害者支援専門研修報告	3
●研修報告③ 最近の入管法改正について	3
●〈クリスマス会〉	4
●リレートーク #1	4
●最近のケースより	5
●四コマ漫画	5
●2024 年 12 月～2025 年 3 月活動報告 ●編集後記	6

超高齢化社会の中の多文化ケア

～外国人も年をとる?!～



京都には APT のような在日外国人支援を行う団体がいくつかあり、「きょうと多文化支援ネットワーク」という緩いつながりをつくっています。そして毎年「グローバル・セッション」というイベントを行い、できるだけ多くの人たちに多文化社会の抱える問題を提起し、理解を訴えています。

3 月 2 日行われた今年のイベントのテーマは「超高齢化社会の中の多文化ケア」でした。いわゆる「オールドカマー」と呼ばれる人たちの高齢化については、東九条のエルファ、故郷の家などの施設がつくられてきました。しかし「ニューカマー」の人たちにもそろそろ高齢者世代が含まれるようになってきましたが、現状はなかなかそれに対応できていません。

ではどんな問題があるのでしょうか。今回は、外国人高齢者のオンライングループを主催しているアマンダ・ギリス・フルタカさん（イギリス出身）、日本人と結婚し、その家族の介護についての問題を抱えるエニ・レスタリさん（インドネシア出身）、外国人高齢者／障害者の傾聴活動を主に行っているモアネットの國分陽子さん、中国系の人たちのケアを担う夕陽紅の会の遠山幸恵さんが登壇し、そ

れぞれの団体やメンバーが抱える問題についてお話しくださいました。

その後それぞれの方を交えて出身地や使用言語によってグループに分かれ、日本のケアサービスについての課題、自分の老後についての不安、言語とコミュニケーションとケアとの関係性などについて活発な話し合いが行われました。

そしてコミュニティがばらばらなので、それらをつなげるより広がりのあるネットワークがあれば良い、ケアサービスにおける通訳、医療通訳、緊急の場合の通訳がない、ケアマネに言葉が通じない、家族介護が主流ではない国もある、地域の人々とのつながりをつくるのが難しい、ケアサービスが分断され過ぎていて、外国人家族の老後が心配、高齢者施設の種類、入居条件、費用がわからない等々、さまざまな意見や質問がよせられました。そしてそのほとんどが、言語の違いによる知識不足からの不安に思えました。

京都市は介護保険の概要について「すこやか進行中!!」という冊子を発行していますが、これは日本語のみで多言語化されていません（日本語版も決してわかりやすいものではありません）。

昨年 11 月に施行された「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」では、「言語の違いによって援助を必要とする人に対するケア」も明文化されています。高齢者

に対するケアについても、まず言語サービスを整えることが不可欠であると考えさせられました。

(O・R)



外国人高齢者のオンライングループを主催している
アマンダ・ギリス・フルタカさん



グループでの話し合いの共有

【研修報告①】

日本で暮らす外国人の社会的つながりを考える

主催：KYOTO SCOPE/京都大学大学院社会疫学分野

穏やかな週末の 2 月 15 日、茶道の名刹建仁寺において、上記の「研修」に参加してきました。主に医療関係者の集まりです。

まず、畿央大学大学院の文鐘聲教授から「在日コリアン女性高齢者の社会経済的要因と健康・生活」という発表がありました。ご自身が「在日」である文教授は、ご自身の家族の例を挙げながら、社会の差別的状況下におかれたコリアン女性たちの高齢期について、興味深い調査に基づいた成果を話され、改めて当時の社会状況について学ぶ必要があると思われました。

1950 年代に高齢者となったコリアン（在日 1 世の世代）、特に女性は非識字率が非常に高かったそうで、即ちそれは情報弱者を意味します。したがって妥当な福祉制度につながるものが相当地に困難だったとのことでした。

多くの場合在日外国人は「第二言語としての日本語」習得に苦労しますが、コリアン女性の場合は母国語ですら非識字状態だったわけですから、その苦労はいっそう大変なものだったでしょう。

次いで、ある精神疾病を患った外国人と周辺コミュニティとの関わりについての例が挙げられ、それについてのグループワークが行われました。私のグループにはベトナム出身の医師がおられ、ベトナム人の場合は労災に該当する疾病や怪我のケースがよく見られるというお話をうかがえました。

このような状況におかれた「外国人」患者もおそらく年ごとに増えていっているのでしょう。そして一般社会の中で生活しながら治療を受けていくわけですが、やはりコミュニケーションの難しさが治療にも影響するので、私たちもどのような対応をすべきなのか考える時期にきているのかもしれません。

これらの発表の前段として、最近 APT でも関わりをもった案件についてのプレゼンテーションが、担当医師からありました。APT も最近では従来の枠外の案件を取り扱うことも少なくありません。外部の団体の活動の基本を知るよい機会となりました。

(O・R)



【研修報告②】

DV 被害者支援専門研修報告



昨年 12 月 17 日（火）に京都府家庭支援総合センターに於いて「児童虐待と DV について」の研修が行われ、同センターの相談・判定課虐待対応係の松田健太郎さんより講義をいただいた。

最初に児童虐待の現状を話されたが、児童相談所における相談内容のトップに虐待がくるといふ。そして、虐待相談における経路として警察からの連絡が一番多いということである。重症度基準は、「危惧」から「生命の危機」まで 5 段階に分かれている。児童相談所は「軽度」から「生命の危機」まで幅広い段階をカバーしているが、たとえば「危惧」と想定されても、相談員は隠れている部分があるのではないかと考えて対応をしているという。

次に DV のある家庭で育つ子どもへの影響についてだが、親が子どもの気持ちを聞く余裕が

ないために、子どもは孤立感を深めることが多く、行動、認知、価値観と様々な部分にも影響が及ぶことを学んだ。このことから、DV 対応と児童虐待対応に対しては京都府家庭支援総合センターと児童相談所の連携が必要であることが良くわかった。

この研修ではロールプレイも行われた。まずグループを作り架空の事例概要を読んだ後、センターの相談員が相談者、私たち参加者が相談員になり、相談員が色々な質問を相談者にしながら、どのように対応するのが良いのかを学んだ。ここで、助言やアドバイスではなく、状況や相談者の気持ちを引き出すことが重要であることを改めて肝に銘じることとなった。

この後各グループの発表があり、質疑応答を経て研修は終了した。

（H・K）

【研修報告②】

最近の入管法改正について



2025 年 1 月 24 日 滋賀県国際協会主催

講師：大阪出入国在留管理局職員

研修は、①最近の入管法改正の概要、②令和 5 年度改正の概要、③永住資格の取り消し、④外国籍の子どもの進学・就労時の在留資格に関する留意点、⑤今後の入管法改正などについてでした。紙面の都合で一部をご報告します。

「永住許可」には、素行善良要件、独立生計要件、国益要件（在留年数 10 年以上や今持っている在留資格で最長期間を有していること、罰金刑や懲罰刑を受けていないこと、税金・各保険料などの納付、入管法の定める届出の義務の履行、公衆衛生上有害でないこと）といったガイドラインが設けられている。在留 10 年の条件に関しては配偶者や定住者の資格などでの特例が認められてはいる。昨年入管法改正で、入管法上の義務違反、故意の税金等の未払い、特定の刑罰法違反を理由に永住許可の取消が可能となった。

家族滞在の子どもが高校卒業後に就職する場合、来日の時期によって対応が異なる。日本で

生まれたり小学校までに来日した場合は「定住者」、それ以上の学齢で来日した場合には「特定活動」となる。いずれも就職内定が前提条件。

最後に、永住許可の取り消しについて会場から懸念の声が相次いだ。税金や各保険料などの「故意の」未払いに関して、この判断は自治体や個人によって異なることからガイドラインが必要ではないか。また、犯罪に巻き込まれやすい発達障害の人たちが、納税などきちんとできない可能性があるなどの意見も出た。講師からは、これらは自治体からの情報で、全て取り消すわけではなく、ガイドラインを作って精査すると回答があった。

（G・S）

<クリスマス会>

昨年の 12 月 28 日(土)にクリスマス会を行いました。参加したのは、多文化子どもプログラムの子どもたち、その家族、支援者たち、APT の相談者と相談員、弁護士、行政書士や通訳の人たち、日本語教室の先生たちの総勢 32 人でした。

それぞれが持ち寄った多国籍のお料理が並び、以前お世話になった弁護士と近況を話す人、久しぶりに YWCA に来ることができて喜ぶ人など様々でした。何よりも盛り上がったのはビンゴゲームです。あらかじめ寄贈してもらった景品はいっぱいあり、何度ビンゴになってももらうことができました。大人も子どももみんなニコニコ顔でした。

そして、帰りには日用品や食料の入った袋を渡し、喜んでもらえました。また、今年のクリスマス頃にも笑顔で再会できますように！
(A・I)



リレートーク # 1

私が APT と関わるようになっていつの間にか 28 年が経ってしまった。28 年と言っても、仕事をし、子育てもしていたので、そんなに活動したわけでも、知識を蓄積したわけでもない。それでも、今では APT の歴史を語れる数少ない存在になってしまった。よく年寄りが、昔はこうだった、と言っては若者に鬱陶しがられるというがまさにそれである。

さて、けっして楽しいばかりではないこの活動にこんなにも長く関わってきたのはなぜだろうか、と時に自問することがある。それは、自分の体験を通して小学校 1 年生の頃から私の中に脈々と流れる、あらゆるマイノリティーへの関心と、日本を知ってもらいたい、異文化を理解したいという思いからであろう。

私たちは報酬を得るのではなく、手弁当で活動している。そんな私たちを見て、相談者から「あなたは暇なの？」と聞かれたことも 1 度ではない。また、ある人には「きっとあなたは前世で悪いことをしたから今こうやって人のために動いているのだ。」と言われたこともある。確かにそうなのかもしれない。

とはいえ、実際にどれほど人の役に立てたであろうか。過去を振り返ると、本当に相談者の気持ちに寄り添えていたのだろうか、先走ってしまっていたのではないだろうかと反省することも多い。恐らく、これからも反省することは続いていくかもしれないが、少しでも役に立てるように学んでいきたい。

反省だけではなく、楽しいこともある。それは共に活動するメンバーたちとの出会いである。先日も元メンバーも含め新年会をした。話は盛り上がり、一通り食事が終わってからも 2 時間、結局 4 時間も喋り続けた。おしゃべりは女性の得意分野だが、男性も含んでである。お店の人には迷惑をかけてしまったかもしれない。こんな楽しみも APT をやめられない理由の一つかもしれない。
(A・I)



最近のケースより

1. 夫の DV で他県から乳児を連れて避難してきた A さん。幸い友人のところに身を寄せて仕事も見つけ、また役所の子ども家庭支援課にもつながっていました。

離婚して母子で暮らしていくことを希望されていたのですが、夫は離婚したくないと主張していたため、APT では法テラス経由で弁護士に繋ぐところまでを支援しました。

法テラスでの弁護士の見解は、子どもがまだ小さく A さんに収入もあるので、A さんが養育すべきという結論になるだろうということでした。A さんは夫に現住所を知られて子どもを取られるのではないかと心配な様子でしたが、申立書で夫に住所が伝わらないよう訴えることができるという説明でした。

調停の管轄は相手方の住所地となるので、従来は遠方でも出向く必要がありましたが、最近はオンラインで参加できます。また、法テラスでの相談にオンラインでの通訳を頼んでおくこともできます。

A さんは離婚後の在留資格や母国での離婚の制度について自分で調べたり、調停の通訳も頼める人を見つけておられました。

2. B さん、借金が多くて生活できないと相談がありました。夫婦双方に市民税や健康保険の支払い、借金返済などに延滞があり、100 万円以上になっていました。夫は給料を差し押さえられており、裁判手続き開始の通知も送られてきていました。額が大きいくどうすることもできないので、破産手続きを行うことになりました。

夫婦で働き、子どももあって普通の生活ですが、派遣労働で低賃金。こちらを払えばあちらが払えないということが積み重なっていったようです。派遣が普通の働き方になってきているにも関わらず、生活を維持していけるだけの収入が保証されていないという、今の日本社会の構造的な問題であることを改めて認識させられました。

～ハイ、APTです！～



(G・S)

活

動

報

告

2024 年 12 月 1 日
～2025 年 3 月 31 日

- 12/ 5 外国人生活・医療ネット
関西オンライン mtg
12/17 DV 被害者支援専門研修
@京都府家庭支援総合センター
12/20 きょうと外国人支援ネットワーク mtg
12/21 APT 全体 mtg
12/28 クリスマス会
1/ 7 多文化共生委員会 mtg
1/18 APT 全体 mtg
1/24 外国人相談員等研修会
@滋賀県国際協会
2/ 6 外国人生活・医療ネット
関西オンライン mtg
2/15 APT 全体 mtg
2/15 おてらでトーク「日本で暮らす外国人
の社会的つながりを考える」@建仁寺
3/ 2 第 7 回グローバルセッション:
超高齢社会の中の多文化ケア
@京都市国際交流会館
3/ 8 第 1 回外国ルーツ人高齢者問題に関する
支援ネットワーク交流会@龍谷大学
3/11 多文化共生委員会 mtg
3/15 APT 全体 mtg

新規相談件数(計 24 件)

●国籍

フィリピン 9, ベトナム/ネパール各 3, 中国 2, スリランカ
/カナダ/インドネシア/タイ/ルーマニア/韓国/カンボジ
ア各 1

●性別

女性 20, 男性 1, 不明 3

●居住地

京都 14, 滋賀 5, 兵庫 1, 北海道 1, 不明 3

●内容(重複回答あり)

DV/生活各 5, 在留資格/離婚/住居各 4, 労働 3, 通訳 2, 家
族トラブル 1, その他 1

相談対応集計

分類	項目	12 月	1 月	2 月	3 月	述数
相談 対応数	継続	100	91	135	145	471
	新規	6	7	4	7	24
相談 対応 方法	電話	32	27	38	49	146
	SNS	62	24	18	34	138
	メール	36	39	79	48	202
	来所	5	4	8	3	5
	同行	4	4	4	13	18
	訪問	2	4	11	10	27
	FAX	0	1	1	2	4
	郵送	0	0	0	0	0
	通訳	1	2	3	5	11
	翻訳	1	0	0	0	1
通訳 派遣	京都市	13	11	9	20	53
	京都府	0	0	0	0	0
	他機関	0	2	2	5	9

ご支援は以下の QR コードで受け付けております。



APT 支援



多文化子ども支援

編集*後*記

以前、私たちの活動に長い間関わってくださって
いた会友さんが、再度活動に参加されることになり
ました。いつもコーヒーを片手にふらっと現れ、ふ
らっと帰宅される飄々とした方ですが、労働問題に
詳しく頼りになる仲間です。メンバーも充実してき
ました。

Welcome Back! (K. H)

京都 YWCA・APT

京都 YWCA はキリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を超えて力を合わせ、女性の社会
参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際 NGO です。

京都 YWCA・APT は京都 YWCA 内で、多文化共生社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログ
ラムを展開しているグループです。



相談は

電話 075-451-6522

月曜日: 13:00~16:00

木曜日: 15:00~18:00

メール apt@kyoto.ywca.or.jp

